

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（ 経済産業省 ）

制 度 名	民間国外債の利子等に係る非居住者等に対する非課税措置の適用期限の見直し		
税 目	所得税（租税特別措置法第 6 条、同法 4 1 条の 1 3） 法人税（租税特別措置法第 6 7 条の 1 7）		
要 望 の 内 容	民間国外債の利子及び発行差金の非居住者及び外国法人に対する非課税措置の適用期限を恒久化する。		
	減収見込額 （平年度）	百万円	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国社債市場が経済規模に照らし主要国に比べ低い水準に留まっている中、我が国企業にとって、海外投資家（非居住者及び外国法人）からの資金調達を目的とした海外での社債発行は、安定的な資金調達のための重要な選択肢となっている。また、金融取引が国際化する中で、我が国企業は、資金使途や為替・金利動向や投資家の動向などを勘案しながら、最も効率的な資金調達の場を主体的に選択しつつ、直接資金調達を行う必要に迫られている。こうした必要に応えるため、民間国外債の利子及び発行差金についての海外投資家に対する非課税措置を講ずることにより、我が国企業の効率的かつ多様な資金調達環境を確保する。</p> <p>また、国際的なイコールフットィングの確保等を達成し、海外投資家による民間国外債への投資を促進することによって、我が国企業の安定的な資金調達環境を確保するため、本措置を恒久化する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国企業の民間国外債による資金調達は、平成 1 9 年度発行額で 3 2 , 8 5 8 億円にのぼり（平成 2 0 年度は、1 4 , 2 1 2 億円となっているが、金融危機の影響等を考慮する必要がある。）、資金調達手段として重要な位置を占めていることから、今後も我が国企業が民間国外債発行による資金調達を安定的に実施することができる環境を確保していくことが必要である。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>欧米主要国では、国際資本市場での資金調達の重要性を考慮し、民間国外債の利子及び発行差金について、適用期限の定めのない非課税措置を設けている。本要望は、国際的なイコールフットィングを確保することにより、国際的に遜色のない資金調達環境を確保し、我が国企業の国際競争力を阻害しないようにするものであることから、妥当な措置である。</p>		

今回の要望に関連する事項	政策評価体系における位置付け	1. 経済産業政策 05 経営イノベーション・事業化促進 2. 対外経済政策 12 貿易投資促進	
	政策の達成目標	我が国企業による国外での資金調達環境について、国際的なイコールフッティングを確保することにより、国際的に遜色のない資金調達環境を確立する。	
	租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置	
	同上の期間中の達成目標	企業の資金調達の円滑化	
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	-	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	-	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	我が国企業による国外での資金調達環境について、国際的イコールフッティングが維持された。	
	租税特別措置の適用実績	平成18年度	約235億円
		平成19年度	約201億円
		平成20年度	約231億円
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	平成18年度は45,066億円、平成19年度は32,858億円の民間国外債が発行されている（平成20年度は、発行額が14,212億円となっているが、金融危機の影響等を考慮する必要がある。）。	
	前回要望時の達成目標	企業の資金調達の円滑化	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	平成18年度は45,066億円、平成19年度は32,858億円の民間国外債が発行されている（平成20年度は、発行額が14,212億円となっているが、金融危機の影響等を考慮する必要がある。）。		
これまでの要望経緯	利子非課税措置は昭和43年4月創設、47年4月軽減措置、49年再度非課税化。発行差金非課税措置は昭和40年4月創設、47年4月廃止、50年4月再度非課税化。平成10年4月、適用対象となる民間国外債の償還要件を撤廃するとともに利子に対する所得非課税措置に係る本人確認制度を導入。		